

会 議 録

会議の名称	第1回本庄市児童福祉審議会
開催日時	平成29年3月27日(月) 午前 13時25分から 午後 14時00分まで
開催場所	504会議室
出席者	広瀬委員、木村登志男委員、田邊委員、根岸委員、野原委員 駒沢福祉部長、津久井課長、加藤補佐、卜部補佐
欠席者	木村臣良委員、吉田委員、荒木委員、田村委員
議題 (次第)	1 開会 2 あいさつ 3 委員委嘱 4 委員自己紹介 5 職員自己紹介 6 委員長・副委員長選出 7 諮問 8 議事 (1) 本庄市児童福祉審議会条例の一部改正について (2) 本庄市児童福祉審議会規則の制定について 9 認定こども園見学 10 閉会
配付資料	1 会議次第 2 座席表 3 委員名簿 4 資料1「児童福祉審議会の権限強化等について」 5 資料2「本庄市児童福祉審議会条例」 6 資料3「本庄市児童福祉審議会条例新旧対照表」 7 資料4「本庄市児童福祉審議会規則」
その他特記事項	
主管課	福祉部子育て支援課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (津久井課長)	(開会あいさつ)
駒沢部長	(福祉部長あいさつ)
事務局 (津久井課長)	(委員委嘱・自己紹介) ＜委嘱状交付(福祉部長)＞ それでは、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。 広瀬委員より順をお願いいたします。
広瀬委員	本庄市議会選出の広瀬でございます。よろしくお願いたします。
木村委員	本庄市青少年育成市民会議の木村と申します。よろしくお願いたします。
田邊委員	民生児童委員の田邊です。前回に引き続きお世話になります。 よろしくお願いたします。
根岸委員	本庄市の私立保育園の園長会の開庁をやっております。根岸と申します。よろしくお願いたします。
野原委員	家庭児童相談員をやらせていただいております野原と申します。よろしくお願いたします。
事務局 (津久井課長)	ありがとうございました。次に、職員の紹介をさせていただきます。 (駒沢部長、津久井課長、卜部補佐、加藤補佐 自己紹介) では、ここで、会議の成立についてご報告をさせていただきます。本審議会は、条例により、委員の過半数の出席により成立と規定されております。本日の審議会は、9名中5名の皆様のご出席をいただいておりますので、成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、次第6の委員長・副委員長の選出についてお諮りいたします。委員長・副委員長の選出は、条例により、審議会に委員長及び副委員長各1人置き、委員の互選によりこれを定めるとされております。現在、委員長・副委員長が不在となっておりますので、選出されます間、駒沢福祉部長を座長として進めさせていただきます。
駒沢部長	それでは、委員長が選任されるまでの間、座長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。 では、早速ですが、委員長・副委員長につきましていかがいたしましょうか。どなたか立候補される方、あるいはご推薦したい方はございませんでしょうか。

	(委員から「事務局一任」の声あり)
駒沢部長	それでは、事務局よろしく申し上げます。
事務局 (津久井課長)	それでは事務局の案を申し上げたいと思います。事務局といたしましては、改選前の本審議会におきまして、広瀬委員に委員長を、木村委員に副委員長をお願いしたわけですが、今回の改選で、本庄市議会からは、広瀬委員を、本庄市青少年育成市民会議からは、木村委員を再度推薦いただいております、それぞれ選任させていただきましたので、引き続き、広瀬委員に委員長を、木村委員に副委員長をお願いしたいと考えております。
駒沢部長	事務局から提案がありましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	(反対意見なし)
駒沢部長	それでは、広瀬委員に委員長を、木村委員に副委員長をお願いするということで決定させていただきたいと思います。広瀬委員長、木村副委員長、よろしくお願ひいたします。 では、座長を退かせていただきます。 それでは、委員長、副委員長よろしくお願ひいたします。
事務局 (津久井課長)	ここで、広瀬委員長よりごあいさつをお願いいたします。 (委員長 あいさつ) ありがとうございました。 続きまして、木村副委員長よりごあいさつをお願いいたします。 (副委員長 あいさつ) ありがとうございました。 それでは、本日の議事に関しまして委員の皆様よりご意見ご審議いただく内容を駒沢福祉部長より、委員長に伝達させていただきます。
駒沢部長	本日は、市長が所要の為、出席できませんので、市長にかわりまして、私から諮問書を読み上げさせていただきます。 (諮問書の読み上げ)
事務局 (津久井課長)	それでは、これより、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、条例第6条の規定に基づきまして、広瀬委員長をお願いいたします。
広瀬委員長	それでは、議事に入ります。 まず、議題1の「本庄市児童福祉審議会条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。
ト部補佐	子育て支援課課長補佐のト部でございます。議題1の「本庄市児童福祉審議会条例の一部改正について」ご説明申し上げます。 (資料1、資料2、資料3に基づいて説明)

広瀬委員長	事務局の説明について、ご質問等がございますか。
田邊委員	資料2が新しい条例の全文ということでよいのでしょうか。
事務局 (ト部補佐)	そうです。資料2が新しい条例です。
広瀬委員長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>では、私から質問させていただきます。条例の第3条で、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であることが明文化されたわけですが、今までも公正な判断をすることができる人たちで公正されていたと思うのですが、これまでとの違いについてどう考えていますか。</p> <p>それと第7条で、審議会は特に必要があると認めるときは云々とあるのですが、特に必要があるというのは、具体的にどのようなことを想定されているのですか。</p>
事務局 (ト部補佐)	<p>第3条についてですが、公正な判断をすることができる者につきましては、今までも公正な判断ができる人を選任しておりましたので、それを明文化することで、当審議会には公正な判断ができる人を選任しております、委員さんたちも公正な判断をいたしますということで、事務局と委員さんが共通の考えのもとでやっていくということになるかと思えます。今までの足りなかったというわけではありませんが、法に明文化されたことに伴う改正と捉えております。</p> <p>第7条の関係者の出席を求める場合ですが、なかなか事例はないのですが、個別具体的に児童や妊産婦、障害者についてのケースをここで審議しなければならない場合、今までの規程ですとお呼びして説明をいただいたり、資料の提出を求めることができなかつたのですが、児童福祉審議会は、児童福祉というかなり守備範囲の広い審議会ですので、そういう方たちの審議をする必要が出た場合には、そういう方もお呼びしてご意見を聴けるようなシステムを整えるということで、記載させていただきました。</p>
広瀬委員長	<p>第3条ですが、今までも公正な判断ができる人を選任していますという説明でしたが、選任するという立場であるということは、委員を公募することはこの審議会には想定していないということでよいのでしょうか。</p> <p>それと第7条第2項ですが、具体的に想定しているわけではなく、今まではこの規定がないことによって、具体的な説明を求めたくても呼ぶことさえできなかった。それをここにしっかり明文化することによって、そういう方たちにも説明を求めることができるという形と捉えてよいのでしょうか。</p>

事務局 (卜部補佐)	はい。
駒沢部長	<p>児童福祉法の改正は、児童の権利を今まで以上に強く守るというのが趣旨でございます、例えば第7条第2項の妊産婦ですが、お母さんのお腹の中にいる段階からお子さんを守る。ですから必要によっては妊婦さんや産婦さんを会議にお呼びするという事です。</p> <p>児童の権利、擁護が法律の改正で更に強く求められています。その結果、第3条の公正な判断をすることができる者というのが法律でも設けられたということで、市のほうも、法律の改正を受けて改正条文を市の条例にも追加させていただいたものでございます。</p>
広瀬委員長	他に何かご意見ありますか。
	(委員から「なし」の声あり)
広瀬委員長	<p>では、ただいまの本庄市児童福祉審議会条例の一部改正につきまして、事務局の説明通り、ご異議なしとまとめさせていただきます。</p> <p>続きまして、議題2の「本庄市児童福祉審議会規則の制定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (卜部補佐)	<p>それでは、議題2の「本庄市児童福祉審議会規則の制定について」ご説明申し上げます。</p> <p>(資料4に基づいて説明)</p>
広瀬委員長	<p>それでは、事務局の説明につきまして皆様からご意見ございませんでしょうか。</p> <p>では、一点だけ私の方から。第5条ですが、会議録を作成してホームページ上に載せるまでにどれくらいの期間かかるのでしょうか。</p>
事務局 (卜部補佐)	<p>具体的にいつまでと規定するわけではないのですが、会議のボリュームにもよりますが、ボリュームが少ない場合には2週間くらい、会議が長時間にわたる場合にはもう少し時間がかかるかと思えます。</p>
広瀬委員長	では、大体2週間から内容によっては1カ月くらいでしょうか。
事務局 (卜部補佐)	はい。
広瀬委員長	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、</p> <p>では、ただいまの本庄市児童福祉審議会規則の制定につきまして、事務局の説明通り、ご異議なしとまとめさせていただきます。</p>

様 式

	<p>以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、ここで議長の任を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (津久井課長)	<p>本日は、長時間にわたってご審議いただき、様々なご意見やご提案を頂戴いたしました。この後は、平成29年度に開設されます認定こども園、コウガの森・共和、これは現在の共和梅花保育園ですけれども、と児玉櫻井幼稚園の施設の見学をしたいと思います。</p> <p>では、以上で会議の部は終了いたします。</p>